

確認じゃ!



厚生労働省
給付金キャラクター
カクニンジャ

消費税率の引き上げに伴い

臨時的な給付金の申請を受け付けします

給付金について 福祉課 ☎ 6749 (受付会場)
市民税について 税務課市民税係 ☎ 6767

市民税が非課税のかたや子育て世帯への負担を緩和するための臨時的な措置として次の給付金が支給されます。

臨時福祉給付金

▶ 支給対象者

平成26年度の市民税が課税されないかた
※課税されるかたに扶養されているかた、生活保護受給者は除きます。

▶ 支給額

支給対象者1人につき10,000円
※支給対象者で、基礎年金、児童扶養手当などの受給者については、1人につき5,000円を加算

子育て世帯臨時特例給付金

▶ 支給対象者

平成26年1月分(1月1日生まれの児童は2月分)の児童手当(特例給付を含む)を受給しているかたで、平成25年分の所得が児童手当の所得制限限度額に満たないかた

※臨時福祉給付金の対象者となる児童や生活保護を受給している児童は除きます。

▶ 支給額

対象児童1人につき10,000円

申請方法

- 受付期間 7月9日(水)～10月9日(木) (土日祝日を除く) 午前9時～午後4時
※平成26年1月1日時点で十和田市に住民登録があるかたが対象です。
- 受付会場 7月9日(水)～8月1日(金)▶市役所新館5階会議室
8月4日(月)～8月29日(金)▶市役所新館4階会議室
9月1日(月)～10月9日(木)▶市役所新館1階福祉課窓口
- 必要なもの ①申請書 ②通帳 ③本人確認書類(運転免許証など)
※郵送で申請のかたは②と③はその写し
※申請書は市ホームページでもダウンロードできます。併せて詳細をご覧ください。

対象と思われるかたには、申請書などを7月上旬に郵送しますので、ご確認ください。
申請書が届かなかたかたで対象と思われるかたはお問い合わせください。
福祉課 ☎ 6749 (受付会場)

支給対象者か確認じゃ!

※基準日は平成26年1月1日になります。

